

令和5年度 第1回

船橋市健康保育研究協議会 報告書

(議題)

- (1) 「船橋市登園許可証明書及び船橋市登園届の一部改訂について」

令和5年11月

保育運営課

令和5年度第1回 船橋市健康保育研究協議会（書面会議）まとめ

1、開催時期：令和5年9月～11月

2、協議事項

（1）「船橋市登園許可証明書及び船橋市登園届の一部改訂について」

令和4年11月8日付厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染症対策の徹底について」において、「医療機関のひっ迫を回避するため、保育所等において医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと」という通知があり、現在も季節性インフルエンザに罹患した後、登園許可証明書については提出を求めていなかったことから、今後の取扱いについて協議した。また、併せて他の感染症の罹患後の取扱いについても協議を行った。

3、まとめ

- ・新型コロナウイルス感染症のパンデミック以降、感染症の流行の傾向について、これまでの季節性などから判断することが難しい状況である。大規模な流行がこれからも起きることが予測されるため、医療機関の負担を減らす方策が求められる。
- ・特定の感染症にかかった場合には、施設内での感染拡大を防ぐために、園児の登園停止を指示する必要がある。登園許可証明書や登園届が必要となる。登園許可証明書は医師記入であるため、登園再開にあたり再受診が必要であり、医療機関、保護者双方にとって負担となっている。そこで、「重症度」「感染力」を鑑み、一部感染症については登園届へと変更した。なお、発生頻度の少ない重症感染症や、登園可能な状態を医師が判断した方がよい感染症については、「登園許可証明書」に残すこととする。また、ヒトメタニューモウイルス感染症について新たに登園届に追加した。

登園許可証明書に残す感染症	登園届に移行する感染症
<ul style="list-style-type: none">・ 麻しん（はしか）・ 風しん（三日ばしか）・ 結核・ 流行性角結膜炎（はやり目）・ 髄膜炎菌性髄膜炎・ 腸管出血性大腸菌感染症（O157など）・ 伝染性膿痂疹（とびひ）	<ul style="list-style-type: none">・ インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症・ 水痘（水ぼうそう）・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・ 咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症・プール熱）・ 百日咳・ 溶連菌感染症

【船橋市登園届の変更点】

- ・ 規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になっているかの確認のため、感染症によって、発症日や内服開始日等を記入する欄を設けた。
- ・ 登園届の裏面に登園停止期間の数え方について図示した。
- ・ 医療機関を再受診する目安について、裏面に記載した。

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園名	保育園	園児氏名
疾患に ○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

()

証明日：令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

船橋市登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下表の感染症については「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

保育園長あて	
クラス名	園児氏名
(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名) _____ において 下記が診断されました。規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので 登園します。	
令和 年 月 日 保護者氏名 _____	

該当に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
		発症した日: 月 日 解熱した日: 月 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		発症した日: 月 日 症状が軽快した日: 月 日
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから後5日経過し、全身状態が良好になっていること
		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した日: 月 日
	咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症・プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
		発熱、充血等の主な症状が消失した日: 月 日
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
		抗菌性物質製剤の内服を始めた日: 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
		抗菌薬の内服を始めた日: 月 日(午前・午後 時)
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※インフルエンザの療養期間の数は裏面を参照すること

※診断のために検査を受けなければならないということではありません。

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より一部準用
令和5年11月改訂(作成:船橋市健康保育研究協議会)

インフルエンザの登園停止期間の数え方

発熱、呼吸器症状などの症状が出現した日を発症日 0 日目とし、症状がみられた翌日から 1 日目、2 日目…と数えます。同様に、解熱及び症状軽快した日を 0 日目とし、症状が軽快した翌日から 1 日目と数えます。

インフルエンザに罹患後、登園可能となるのは「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること」です。

例1	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例2	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例3	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後	
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例4	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後			
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
途中で再度発 熱し、発症後 5日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断され、回復が思わしくない場合や、以下のような場合には受診をし、登園可能な状態を医師に確認しましょう。

- ・熱性けいれんを起こした場合
- ・水分や食事が十分とれず、元気がない場合
- ・咳がひどく苦しそう、あるいは呼吸をする時に「ゼーゼー」「ヒューヒュー」という音がする(喘鳴)や、「ケンケン」という咳(犬吠様咳嗽)が目立つ場合
- ・発熱が5日以上持続する場合